

奨学金管理システム更新業務委託プロポーザル実施要領

1 件名

奨学金管理システム更新業務委託

2 目的

現在湯沢市で使用している奨学金管理システムは、導入から約12年が経過しているが、令和8年度末で保守契約が終了し、保守契約の継続が不可能となることから新しい奨学金管理システムを導入することとした。現システムにより、奨学金の円滑な貸付、返還等に係る担当職員の業務負担の軽減に大きな効果があったが、コンビニ支払や二次元コード支払に対応する納付書が発行できない、印刷帳票の変更が簡単に行えない等の課題もある。

これを踏まえて、本業務では、これまでの課題を解決した奨学金管理システムに更新することで、円滑な貸付、返還等の業務を継続していくことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 要件定義
- (2) システム構築（必要に応じてカスタマイズ）
- (3) 現行システムからのデータ移行
- (4) 利用者研修

4 業務委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

（システム本稼働開始時期：令和9年4月1日）

5 提案見積額（上限）（消費税及び地方消費税含む）

①業務委託費 5,313千円（令和8年度）

②システム保守想定額 1,980千円（年額396,000円×5年 令和9年度から13年度の5年間）

※奨学金管理システム更新業務委託プロポーザル実施要領における価格評価の対象は、①と②の合計額とする。ただし、それぞれの提案見積額（上限）を超えないこと。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案見積額の規模（上限）を示すものである。また、本事業は市の予算措置を前提としており、令和9年度以降の予算規模はこれを保証するものではない。

6 実施形式

公募型プロポーザル方式

7 参加資格

参加する者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 「令和8・9年度湯沢市物品購入等競争入札参加資格」を得て現に参加資格者名簿に登録されている者で本件の公募から契約候補者の選定までの間に当市の指名停止措置を受けていない者若しくは企画提案書提出期限までに受付が完了している者であること。

- (2) 奨学金管理システム更新等の業務実績を有するとともに、本業務に関するノウハウや知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する主担当者を配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

8 募集方法

湯沢市ホームページに掲載し、公募を行う。

また、公開に合わせて一般社団法人秋田県情報産業協会及び一般社団法人全国地域情報化推進協会に対して、所属企業への周知を求める。

9 申込み方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要領で必要書類を提出すること。

なお、企画提案書提出届、スケジュール表、機能要求書、非機能要求書、環境構築シート、見積積算書の様式は、参加申込書を受け付け、参加資格審査の結果、合格となった事業者へ、提案依頼書とともに交付する。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 業務実績調書（様式3）
- ③ 業務実績の確認資料（任意様式）
- ④ 協力会社概要（任意様式）

本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

⑤ 企画提案書提出届（様式4）

スケジュール表（様式A）、機能要求書（様式B）、非機能要求書（様式C）、環境構築シート（様式D）のほか、システム概要を含めた任意様式の企画提案書を添付し提出すること。

⑥ 見積積算書（様式E）

指定様式を使用すること。

(2) 提出期限及び部数

- ①～④：令和8年7月27日（月）午後5時必着、1部
- ⑤～⑥：令和8年8月12日（水）午後5時必着、7部

(3) 提出方法

上記提出部数を持参又は郵送により提出すること。なお、⑤及び⑥については、1部ごとフラットファイル等に綴じて提出すること。また、ファイルの表紙（横書き）・背表紙（縦書

き)には「業務委託名」及び湯沢市物品等入札参加資格者名簿に登録している「商号又は名称等」を記載すること(シール貼付可)。原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可)用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。印刷は白黒・カラーどちらでも可とする。

また、電子データについて、電子媒体又は電子メールにて提出先へ提出すること。

(4) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 総務班

提出先メールアドレス:k-somu-gr(AT)city.yuzawa.lg.jp

※(AT)は半角の@へ置き換えてください

10 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 第1回 令和8年7月17日(金) 午後5時まで
第2回 令和8年7月30日(木) 午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式1)に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス:k-somu-gr(AT)city.yuzawa.lg.jp

※(AT)は半角の@へ置き換えてください

(3) 質問に対する回答

回答は、すべての質問(回答)について業者名を伏せた一覧形式にして、質問書を提出したすべての参加業者へメールで通知する。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (4) 回答期限 第1回 令和8年7月23日(木)
第2回 令和8年8月5日(水)

11 審査方法

審査は、奨学金管理システム更新業務委託プロポーザル審査委員会において、次の項目の審査を非公開で実施する。

審査項目	
一次審査	形式審査
二次審査	価格評価
	提案書評価
三次審査	プレゼンテーション評価
	ユーザビリティ評価
	総合評価

書類審査、プレゼンテーション審査の内容に応じて、各審査員の自己審査の集計をもとに、二次審査及び三次審査の合計得点が最上位のものを契約候補者として選定する。得点数が同点の場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施するが、選定については委員会で決定するものとする。

- (1) 一次審査
 - ① 形式審査
 1. 企画提案書提出に係る諸要件を満たしているか審査する。
 2. 提出期限を過ぎた場合、提案依頼書に記載の提出書類を満たしていない場合は、二次審査は行わない。
- (2) 二次審査
 - ① 価格評価
 - ・見積書の積算内容を審査する。
 - ② 提案書評価
 - ・企画提案書の内容を審査する。
 - ※二次審査の結果をもとに、上位3者を三次審査の受審事業者に特定し、4位以下の事業者は落選とする。
- (3) 三次審査

令和8年8月25日から令和8年8月27日の3日間で、プレゼンテーション評価及びユーザビリティ評価を実施する。評価方式は以下に示すとおりだが、実施の詳細については、別途受審事業者へ通知する。

 - ①プレゼンテーション評価
 - ・提案依頼内容に対する理解度と提案内容の有効性について、プレゼンテーションを受け審査する。
 - ・発表は、提案事業者の代表者（本業務委託において配置予定のプロジェクトマネージャー候補者）が行うこと。
 - ②ユーザビリティ評価
 - ・デモ機を用いて、選定委員が実際に操作し、その操作性や使用感を審査する。
 - ・説明は、構築及び運用保守に携わる予定の技術者が行うこと。
 - ③総合評価
 - ・全体の審査を通じて総合的に評価する。
- (4) 審査結果
 - ・書面により通知する。
 - ・選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日（祝祭日を含める）以内に、非選定理由について書面（A4縦型：任意様式）で説明を求めることができる。なお、回答は書面により行う。
- (5) 審査基準
 - 奨学金管理システム更新業務委託プロポーザル審査基準による。

12 業務委託契約

- (1) 契約内容協議
 - ①審査結果順位が1位の提案者と契約に向けた内容協議を行う。
 - ②協議結果に応じた見積書を提出すること。見積書には数量と単価を記載した積算根拠となる明細書を添付すること。
 - ③上記の協議が整わず契約締結まで至らない場合は、次順位の提案者と契約に向けた協議を行う。
- (2) 契約の締結
 - ①契約形態

- ・ 随意契約
- ②契約条件
 - ・ 契約日時点において湯沢市物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ③契約金額
 - ・ 見積積算書（様式E）に記載された金額を上限とする。
- ④契約保証金
 - ・ 湯沢市財務規則による。
- ⑤契約書作成の要否
 - ・ 契約書を作成する。
- ⑥契約後の提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 実施計画書
 - ・ 完了届
 - ・ 仕様書に明記された納品物
- ⑦支払条件
 - ・ 湯沢市の検収に合格すること。

13 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案。
- (2) 応募書類に嘘偽の記載をした場合。
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

14 その他

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 契約の相手方として特定される前までは辞退できるが、書面による辞退届（様式5）を提出しなければならない。なお、辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）
- (7) 本プロポーザルに要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (8) 提案参加業者が1者のみであっても審査を行う。
- (9) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受けない。
- (10) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて事業の契約内容になるとは限らない。

15 スケジュール（予定）

内 容	期 日 等
①第一回審査委員会	令和8年7月9日（木）
②公募開始（実施要領等公表）	令和8年7月10日（金）
③第一回質問提出期限	令和8年7月17日（金） 午後5時必着
④第一回質問回答期限	令和8年7月23日（木）
⑤参加申込書提出期限	令和8年7月27日（月） 午後5時必着
⑥参加資格審査結果通知	令和8年7月28日（火）
⑦第二回質問提出期限	令和8年7月30日（木） 午後5時必着
⑧第二回質問回答期限	令和8年8月5日（水）
⑨企画提案書提出期限 一次審査（形式審査）	令和8年8月12日（水） 午後5時必着
⑩二次審査（書面審査）	令和8年8月13日（木）～18日（火）
⑪第二回審査委員会	令和8年8月19日（水）
⑫三次審査 （プレゼンテーション審査、ユーザビリティ審査） 第三回審査委員会	令和8年8月25日（火）～27日（木） 令和8年8月27日（木）
⑬審査結果通知	令和8年8月31日（月）
⑭契約事前打ち合わせ	令和8年9月1日（火） ～9月15日（火）
⑮契約締結	令和8年9月30日（水）

16 問い合わせ先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局 教育部 教育総務課 総務班 主査 佐藤

連絡電子メールアドレス：k-somu-gr (AT) city.yuzawa.lg.jp

※ (AT) は半角の@へ置き換えてください

連絡先電話番号：0183-73-2161